

## (コース16)戦後日中関係を斬る (梨の木ピース・アカデミー)

### 第2回 日中国交正常化と日中共同声明

2021年7月21日

浅井基文

#### (はじめに)

第1回では、日中国交回復に力を尽くした「井戸堀人」の一人である政治家・宇都宮徳馬と、戦後中国研究の泰斗であり、日中関係正常化のための国民運動のあり方を考え続けた竹内好の思想と行動を辿りました。両者に共通するのは、①日本の中国に対する侵略戦争に対する罪責であり、②日本の戦争責任を断罪したポツダム宣言を素通りし、アメリカの反共世界戦略に日本を組み込んだサンフランシスコ平和条約(同条約+日米安保条約+日華平和条約=サンフランシスコ体制)に対する抵抗でした。お話し終わりの終わりでは、竹内好が今回お話しする日中国交正常化交渉及び日中共同声明に対して本質的な問題提起を行っていたことも紹介しました。本質的な問題提起とは、①“日中共同声明に表明された侵略戦争に対する「反省」の受け止め方に関する日中の理解・認識が隔たっているのではないか”という指摘であり、その帰結として②“日中共同声明を国交正常化の第一歩としてとらえるか、それとも国交正常化の完了としてとらえるかという日中の歴史観・感覚の違いが以後の日中関係に影響を及ぼすだろう”という鋭い洞察でした。

今回は最初に、中国の対日積極政策が1950年代から一貫したものだということを中国側当事者の発言から理解します。この作業を行うのは、日本(政府・国民)が日中関係に前向きになりさえすれば、中国はいつでもそれに応じる用意があったことを確認し、日本側のこれまでの受け止め(“1972年は「あれよあれよのドラマ」だった”)を正す意味があります。私たちは日中関係について考えるとき、“「体制の違い」というハードルは高い”という思い込みが常に働きます。今日でもそうです。しかし、中国は早くから対外関係の基本に、体制を異にする国々との関係を規律する原則である「平和共存」を外交の基本に据えてきました。「体制の違い」というハードルは中国外交には元々ないのです。したがって、日本側がその気になりさえすれば、中国は常に国交正常化に応じる態勢にあったということです。

次に、とはいえ中国は1972年の日中国交正常化交渉に当たって明確な条件を設けていたことを「竹入メモ」に基づいて確認します。中国の条件とは、いわゆる「復交三原則」(中国政府は唯一の合法政府;台湾は中国の領土の不可分の一部;日華平和条約は不法で、破棄されなければならない)です。また、日本側の懸念事項(日米安保条約、賠償)に対する中国の考え方も確認します。

その次に、日中国交正常化交渉に臨んだ日本側の基本的考え方を、日中共同声明の日本側原案作成者だった栗山尚一氏(当時は外務省条約課長)の証言に基づいて理解します。その核心は、①国交正常化の前提はサンフランシスコ体制堅持、②台湾問題に関するアメリカの対中政策との平仄合わせ、③日華平和条約(戦争終了時期及び賠償請求権にかかわる)については、日中双方の法的立場を維持できる「玉虫色の表現」を工夫、ということでした。

その上で、日本側が用意した共同声明原案と中国側が示した対案をもとに、実際の交渉においていかなるやりとりが行われて、まとめられていったのかを外務省が公表した交渉記録に基づいて確認し、国交正常化を実現した日中共同声明において、何が解決され、何が先送りされたのかを明らかにします。アメリカの対中政策が変わったことで日中国交正常化は可能になりました。しかし、その後のアメリカの対中政策及び米中関係は安定せず、そのことは日中関係にも大きく影響し、日中国交正常化の際に先送りされた問題は日中関係に重くのしかかることになるのです。

#### I 中国の対日政策・アプローチ

##### ○「中国指導部が対日正常化を目指す方針を決めたのは1950年代初頭だった」

\* 周恩来の西園寺一晃(かずてる。西園寺公望の曾孫)への「うちあけ話」(1959年):「中国は建国して間もない頃から、真剣に対日正常化を考えていた」「しかし、対日正常化実現には二つの大きなネックがあった。その一つは日本…。米国の中国封じ込め政策を突破して、はたして日本は決断できる

か。・もう一つは、中国人民の感情問題である。」(西園寺「印象深い周恩来総理の話」)

\*\*中国人民の感情問題:説得(「侵略戦争を画策・命令・発動したごく一部の軍国主義者と一般の日本国民、命令・動員された一般兵士を分けること」)

\*\*\*「靖国問題」の重大性(日本の政治家の参拝は中国苦心の「二分法」説得の根拠を突き崩す)

\*\*\*侵略戦争に対する日本・日本人の「反省」(田中訪中演説「ご迷惑をおかけした」)

\*\*\*台湾問題(菅政権の対中対決政策)

\*\*初期の対日シグナル

\*\*\*1950年:李徳全衛生部長、モナコで開催の国際赤十字会議出席の際、日本赤十字会代表団に対して、中国大陸残留邦人の帰国に援助を惜しまないと表明→日本赤十字社、日中友好協会、平和連絡会3団体による帰国実現へ(1953年3月、帰国第一船「興安丸」)

\*\*\*1952年:中日民間貿易協定(第一次。1月)

\*\*\*1952年:アジア太平洋地域平和会議「日本問題に関する決議」

\*\*\*1953年:日中関係に関する周恩来首相の大山郁夫教授に対する談話(9月)

\*\*\*1953年:中日民間貿易協定(第二次。10月)

\*\*\*1954年:国際貿易促進協会設立覚書(9月)

\*\*\*1955年:中日民間漁業協定(4月)

\*\*\*1955年:ジュネーヴ駐在沈平中国総領事の日本田付総領事に対する書簡(8月)

\*\*\*1956年:日本人戦争犯罪人釈放引き渡し・中国残留女性親族訪問帰国等に関する日本赤十字社等と中国紅十字会との天津会議コミュニケ(6月)

\*\*\*1956年:周恩来首相の政治協商会議政治報告(日本政府に対して正常化のための話し合い提案)

\*\*\*1957年:周恩来首相の日中関係正常化に関する談話(7月)

\*\*\*1958年:陳毅外相の岸内閣非難談話(5月)

\*「中共中央の対日政策並びに対日活動方針及び計画について」:1955年3月1日中央政治局採択(張香山『日中関係の管見と見証』後述の「復交三原則」に当たるものは含まれていない)

\*\*日本からの米軍撤退を求め、在日米軍基地、日本の再軍備で軍国主義が復活することに反対。

\*\*平等互惠のもとで関係改善を目指し、続いて外交関係の正常化を達成する。

\*\*両国人民の友情を築き、日本人民の境遇に同情の意を表す。

\*\*日本政府に圧力をかけ、米国を孤立させることで、日本政府に対中政策の変更を迫る。

\*\*間接的に日本人民の反米要求と独立平和民主運動に影響を与え、支持する。

\*「対日政策指導体制」(呉学文「民間外交と政府交渉をつなぐレール」)

\*\*党中央外事組・国務院外事弁公室

\*\*\*組長:陳毅副首相兼外相

\*\*\*副組長:廖承志

\*\*国務院弁公室日本組

\*\*\*組長:楊正一→王晓雲

\*\*\*参加メンバー:外交部(陳抗、丁民、韓念龍)、中連部(趙安博、莊濤、張香山)、対外貿易部(李新農、呉曙東、雷任民)、華僑委員会(楊春松、李国仁)、国際貿易促進会、対外友好協会(林林、孫平化、金蘇城)、外交学会(呉茂蓀、蕭向前)、共青団中央(文遲)、総工会(陳宇)、人民日報(蕭光)、中央広播(張紀明)、新華社(丁拓、呉学文)

## ○日中関係改善の努力(データベース「世界と日本」WS「日中関係資料集」から抜粋)

\*石橋湛山訪中

\*\*石橋湛山の周恩来宛書簡(6月)

\*\*周恩来の石橋湛山宛て書簡(8月)

\*\*石橋湛山周恩来共同声明(9月)

\*LT貿易(1968年以後はMT貿易)

\*\*周恩来の対日貿易3原則談話(1960年8月)

- \*\*松村謙三と周恩来の会談共同メモ(1962年9月)
- \*\*日中貿易に関する高碓達之助・廖承志覚書(1962年11月)
- \*\*連絡事務所相互設置及び新聞記者交換 LT 両事務所会談メモ(1964年4月)

## II 日中国交正常化交渉

### 1. 中国側立場—竹入メモ—

\*『日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』(岩波書店)

#### ○(復交三原則)

- 1 中華人民共和国政府は唯一の合法政府。
- 2 台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部。
- 3 「日蔣条約」は不法であり、破棄されなければならない。

\*「復交三原則」は、1971年7月2日の「日本公明党訪中代表団と中国日本友好協会代表団の共同声明」で公明党代表団が行った以下の声明に由来する。中国側のオリジナルということではない。

「①中国はただ一つであり、中華人民共和国政府は中国人民を代表する唯一の合法政府である。「二つの中国」と「一つの中国、一つの台湾」をつくる陰謀に断固反対する。②台湾は中国の一つの省であり、中国領土の不可分の一部であって、台湾問題は中国の内政問題である。「台湾帰属未定」論に断固反対する。③「日蔣条約」は不法であり、破棄されなければならない。④アメリカが台湾と台湾海峡地域を占領していることは侵略行為であり、アメリカは台湾と台湾海峡地域からそのすべての武装力を撤退しなければならない。⑤国連のすべての機構での、ならびに安全保障理事会常任理事国としての中華人民共和国の合法的権利を回復し、蒋介石グループの「代表」を国連から追出さなければならない。上記の中国の合法的権利の回復を妨げるすべての陰謀に断固反対する。」

\*この声明において、中国側は次のように応じていた。

「中国側は、公明党のこれら五項目の主張は中日両国人民の願望と利益に合致するものであると認め、賞賛と支持の意を表するとともに、もし日本政府が上記の主張を受入れ、しかもそのために実際の措置をとるならば、中日両国の戦争状態を終結し、中日国交を回復し、平和条約を結ぶことができると認め、さらにその後において、状況の発展に応じて、平和共存の五原則(主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互惠、平和共存)の基礎に立って、中日相互不可侵条約を結ぶ可能性があることを認めた。」

\*1972年の国交正常化交渉までに上記⑤(国連代表権問題)は解決済みであり、また、上記④(米軍の台湾からの撤退)についてはニクソン訪中を受けて中国側の対米認識が変化したことによって、中国は残された①～③を「復交三原則」に定式化した。

\*公明党訪中団に先立つ動き

\*\*社会党は1964年2月に「日中国交回復に関する方針」を決定、①「一つの中国」、②日華平和条約廃棄、米軍の台湾からの撤退、③中国による国連の議席回復、④日米安保条約廃棄を明記。

\*\*古井喜美は、1969年4月のMT貿易交渉政治会談コミュニケで、中国が唯一合法政府、台湾は中国の領土の一部と認め、71年3月の共同コミュニケで、日華平和条約は不法、無効で廃棄すべきと述べた。

\*71年7月、郭沫若中日友好協会名誉会長は、公明党の五原則を評価し、「松村、古井両先生の主張と接近している。公明党は両氏から影響を受けているのだろう」と発言した。

#### ○(日中国交正常化にかかわる問題点に関する周恩来の竹入に対する発言)

- 1 日米安保条約:触れない。日中国交回復ができれば、中国への安保の効力はなくなる(「中国に関する部分は効力を失ってしまう」とも表現)。
- 2 佐藤・ニクソン共同声明:触れない。「中国に関する部分は効力を失ってしまう」。後は法律家に任せればよい。政治的信義が大事。
- 3 日蔣条約:検討しておく。

- 4 賠償請求権:毛主席は放棄するといっている。
- 5 戦争終結:草案を作っておくことも必要。
- 6 覇権:中米共同声明にあるように、中国は覇権を求めない。二つの大国が覇権を争わないとは言いきれない。これを私たちが実行し、世界にいい影響を与えよう。次の世代のことを防止することが必要。
- 7 尖閣列島:触れる必要はない。国交回復することに比べると問題にならない。
- 8 共同声明:日中間では未来形はいらないばかりでなく、共通点のみにして、食い違う点は書かない方がよい。長くせず、短くしたらどうか。一致点が現れてくる。小異を残して、大道を求めるとの行き方だ。

## 2. 栗山尚一発言

\*栗山尚一『沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』(岩波書店)

### ○賠償問題

「田中内閣が発足する前、要するに佐藤内閣までに外務省で具体的に検討したことは、私が知る限り、ありません。…中国側から見れば当然言い分はあるわけですが、これは日華平和条約で処理済みであるというのが、外務省の既定方針でした。私自身もそう考えていましたので、そうでない可能性について、例えば大蔵省などと相談をしたとか、協議をしたかということは、一切ありませんでした。」

### ○中国の復交三原則とサンフランシスコ体制

「基本的な問題は、中国の復交三原則にどう対応していくか、さらには、日本がサンフランシスコ平和条約以後コミットしてきたサンフランシスコ体制と日中国交正常化をどう両立させるかということでした。当時の我々にとって、それが最大の関心事でした。」

私自身は、日中国交正常化賛成論者ではありませんでしたが、サンフランシスコ体制から日本が離脱しなければならぬという形での日中国交正常化というのにはあり得ない」と確信していました。サンフランシスコ体制を調整しようとするれば、それは戦後日本の基本的なスタンスの修正ということになります。…そこから離脱しなければならぬという形での日中正常化はあり得ない。

したがって、そこから出てくる結論は何かというと、要するにアメリカの政策が変わることになったときのみ、日中の正常化というものはあり得るというのが私の認識であった。72年に現実に国交正常化をやろうとした時は、アメリカが71年のキッシンジャー訪中で、正にニクソン政権の対中政策というのが基本的に変わったということなのです。そこに日中正常化のチャンスが出てきた。いわば機が熟したといえますか、中国もその気になるし、日本もその気になることができたということです。」

「中国との国交正常化の前提には、常にサンフランシスコ体制があった。サンフランシスコ体制が何を意味するのかわかるといって議論はあるけれども要するに戦後レジームですね。戦後レジームから抜け出すのだと言った人もいますが、好むと好まざるとにかかわらず、1952年に日本が受け入れた戦後レジームを否定して、全然別のところに日本の外交の座標軸を移そうと思った人はいなかったわけですね。」

その前提で考えると、日中国交正常化というのは、日本にとっての一つの大きな利益ではあるけれども、その前提にある日本の基本的利益というのは、サンフランシスコ平和条約の体制を維持することにある。すなわち、東西冷戦という国際政治機構の中で、日本の座標軸を西側に置くということです。その認識の上で、中国との国交正常化をどう考えるかということだったと思います。」

### ○日華平和条約

「サンフランシスコ講和会議でどちらの中国を呼ぶかということアメリカとイギリスで相談したときに、結局どちらも呼ばないということになりましたよね。それで戦後処理、平和条約をどちらにするかも日本に任せると、アメリカとイギリスで合意したわけです。」

ところが、アメリカの議会は、それでは困るということになったわけです。国務省にもあった懸念というのは、日本に任したら、日本は必ず中国大陸の方に行くだろうというものです。…それは困るというのが当時のアメリカの考え方で、そうさせないために、アメリカは日本にプレッシャーをかけたわけです。台湾と平和条約を結びなさいと。そうでなかったら、平和条約はアメリカの議会を通りませんよと吉田さんにプレッシャーをかけて、吉田さんはやむを得ず台湾と平和条約を結んだのです。」

「日華平和条約の法的性格について申し上げますと、中国の対日復交三原則で、日華平和条約は不法であり無効だというのがあって、これにどう対応するかを当然考えなければいけなかった。…

日華平和条約に付いている適用地域に関する交換公文というのがありますね。…結論としては、適用地域に関する交換公文は、実体的な問題については、意味があるけれども、戦争状態の終結というような処分的効果を有する規定について、あの交換公文は意味がないというのが結論でしたね。…

もちろん、そうでないと困ることが政治的にはあったわけですよ。そうでないと中国との交渉で、日本が非常に不利な立場に置かれる。戦争状態の終結とか、賠償問題とか、そういう問題についても中国との関係は白紙になっていたのだという立場をとるとすれば、当然、中国と交渉するときに日本の立場は弱くなるわけです。ですから、そういう立場はとれないという政治的な考慮があったことは事実です。しかし、純粋に国際法的に考えても、「限定承認」という考え方に無理があるというのが、私どもの素直な結論でしたね。…(日華平和条約の法的性格について)中国との国交正常化を前提として、(条約局内部で)日華平和条約を検討したというのはこれが初めてです。」

### ○佐藤・ニクソン共同声明の「台湾条項」

「結論からいうと、橋本課長が台湾条項、安保に関連する問題については全部条約局…の判断に従うと言ってくれたのです。1969年の佐藤・ニクソン共同声明の台湾条項について言えば、…若干踏み込みすぎたのではないかという意見がアジア局にありました。したがって、チャンスがあれば、あの共同声明の台湾条項というのを少しトーンダウンし、もう少し日本がフリーハンドを持てるようにしたいという意見とか空気があったことは事実です。…

安保条約の事前協議で…そこから台湾が外れたと日本政府の立場から公式に出したことは、いまだかつてないです。それをもし出したならば、アメリカが決して承服しない。しかし、それを表に出さないで、日中国交正常化の時に大平正芳大臣の国会答弁にもありますけれど、いろんなことで日本は台湾の問題については、はっきりした言質をアメリカに与えないように努力はしてきている。

なぜかという、…方が一に台湾海峡有事になった時に日本がどう対応するかは、アメリカにとっては当然のことながら一大関心事なのです。一大関心事だけれど、あらかじめ日本を問い詰めれば、藪から蛇がでるような形になりかねないとアメリカは分かっている。…端的に言えば、どっちとも言わないということに意味があるのだということと理解していると思うのです。外務省も、そう理解するのがいちばん日本にとって望ましいと考えているわけです。…英語でいうと ambiguity を残しておくことに意味があると日本は考えてきているし、アメリカもそうなのですね。…何をするかという点については、アメリカは議会との関係においても、台湾との関係においても北京との関係においても、歴代ホワイトハウスは明確にしてないのです。そこはアメリカ側にもそういう曖昧さが残っている、日本にも残っているという感じで、現状ずっときていると思います。…しかし、もともと安保体制に手を触れる、具体的には、「極東」の範囲から台湾を除外する形での日中正常化はあり得なかったのです。…

それで8月末に、田中がニクソンに会いに行く。…田中さんがニクソンに言ったのは、「日中国交正常化をやるけれども、安保条約にかかわりのない形でやりますよ」ということです。…それでニクソンが、それなら文句を言う筋合いはないと了承した形でした。(それが)ハワイ会談のシナリオでした。…」

### ○竹入メモ

「我々条約局からみて信頼できるのは竹入メモだけでした。…自分の意見というものをそこへ着色することが一切ないものを作って、それを田中総理に渡した…。中国側が何を考えているかということを知る上で、いちばん信頼できるものっていうのは、竹入さんのメモしかなかった。竹入さんのメモを見て私たちは、これは知恵を出せば正常化ができるし、中国側が真剣に日本と正常化をしたいと思っていると分かった。それはもう、竹入メモ以外にはないですね。…

自民党の親中派の…先生方が持ってくる話というのは、必ずしも信頼できない。…分からないところがあるわけです。具体的に、目に見える形で国交正常化の姿を周恩来が描いたのを持って帰ったのは竹入さんしかいないわけです。」

### ○田中・ニクソン会談

「(台湾との断交や反覇権条項をめぐって、日米間で日中国交正常化に関する調整を行ったのかという質問に対して)調整は全くなかったはずです。…「安保条約が影響されることにならないような形で、日中はやりますから、心配しないでいいです」と田中さんはニクソンに言って、ニクソンは了承したということで、中国問題は片付いた…。

基本的に角栄さんも理解し、大平さんも田中さんとの間できちんと意思疎通できていたのは、安保条約の仕組みについて中国が文句を言ったら日中国交正常化交渉は駄目だということです。そこは覚悟しておられたわけです、田中さんも、大平さんも。…

1969年の日米共同声明というのがあって、総理大臣が田中に代わったからといって反故にはならないで、共同声明がまさに生きていて、共同声明も念頭に置きながら安保条約にかかわらずに中国とやりますということです。そこは非常にはっきりと、田中さんも大平さんも理解をしておられました。アメリカとしては、69年がありますね、沖縄返還のときにちゃんと了解ができていますね、いつでも念を押せる態勢にはなっていますよね。」

### ○国交正常化三原則

「条約局としても全面的にサポートしました。そこで何が問題かという、中国側が国交正常化の三原則を掲げているわけですから、それにどう対応するのかに尽きるわけです。第一原則は、条約局としては何も異議を唱える理由はない。…これはもう当然だと。

そうすると、残る問題は、第二原則と第三原則をどう処理するかということになってきます。これは政治的な問題ではあるけれども、同時にすぐれて法律的な問題です。…法律的な問題、台湾の問題でいうなら台湾の法的地位の問題、それともう一つは、日華平和条約をどう処理するかという問題については、これは条約局に任せてほしいということでした。橋本中国課長もそれは了承して、…悪く言えば、アジア局が条約局に丸投げしたわけです。…法律的な面は条約局に全部おんぶだと、こういう分業体制でした。」

### ○(台湾の法的地位)

「アメリカとの擦り合わせは、ほとんどやらなかったですね。…ただし、一つだけ我々が相談したことがあります。…上海コミュニケのくだりで、台湾海峡の兩岸の中国人はいずれも中国は一つであるということを手帳してあり、アメリカ政府はそういう中国の主張をアクルッジすると書いたのですね。…アメリカに「これはどういう意味ですか」と聞いたわけです。(中国側の訳では「アメリカ政府は中国の立場を承認する」となっているが)「承認っていうのは、ちょっと眉唾ではないか」ということで…。アメリカから戻ってきた返事は、…アクルッジという以上でも以下でもない…という返事が帰ってきた。…台湾は中華人民共和国の領土の一部であるとの中国の立場をアメリカが承認したわけではないということだけは、はっきりしたわけです。そうすると、アメリカが承認していないものを日本が承認するわけにはいかなないということで、承認までいかないところで、中国と妥協できるところを探しましょうというのが、台湾の法的地位についても基本的な智慧の出どころだったわけです。」

### ○(戦争状態の終結)

「(日中戦争についての田中の「ご迷惑」発言スピーチを起草した)橋本課長は…歴史認識について国内でいろいろ意見がある。そのことを前提にして、田中総理が日本の総理としてあの場でどこまで言えるか…考えざるをえなかったわけです。…しかし、中国側はこれでは不十分だということになって、日中共同声明の前文というのが出てきたわけです。…日本側が出した案には、前文なんてほとんどなかったのです。…それに対して中国側から対案が出てきたときに、長い前文が付いて出てきたわけです。…条約局として前文を見て非常に苦勞したのは、戦争状態の終結と日華平和条約との関係です。戦争状態の終結がいつかということが中国にとっては大問題だし、場合によっては日本でも大問題だから、その点はどうするのか。…わが方が示した案は、中国が気に入らなくて、それで向こうから前文とつながって、「不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する」と第一項でくるわけです。…結果的に歴史認識というのは、橋本さんが書かれた田中さんのスピーチがある意味で火をつけたことになったのです。…当時の認識としては、それ(「謝罪」という言葉を使うこと)をやったらやはり田中さんは国内で相当やられたと思いますね。…」

## ○(共同声明と三原則)

できあがった共同声明を見ると、第二原則も第三原則も中国が前提だといっていたものとは違う形でできたわけです。…基本的にはっきりしていたことは、中国は相当フレキシブルに三原則を扱ってでも、日本と国交正常化をすることが大きな意味での中国にとっての戦略的利益だと考えていたということです。

…

田中さんが達成したかったのは、一つは国交正常化そのものですが、あとの二つは何かというと、一つは安保に触らないということ、それから三つ目は台湾との実務的關係は残すということなのです。…だから、あとはそれをどう文書にするか、あるいは文書にしないものはしない。…密約は一切なしというのが前提ですから、我々は。…

周恩来が非常にはっきり理解していたであろうことは、台湾をめぐる問題、これは安保問題ばかり、台湾の法的地位の問題ばかりなのですが、日中国交正常化をやろうとすれば、この問題で日本を説得することはできないということです。台湾が中華人民共和国の不可分の一部だという中国の主張を日本に呑ませることはできない、安保とのからみで説得できないということは、周恩来は分かっていたと思うのです。これはアメリカと話さなければ絶対に片付かない問題で、アメリカがウンと言わないものを日本がウンと言うはずがないということは、周恩来は非常によく認識していた。…だからこそ、中国は、日本が出したいろいろな案を、なんだかんだ言いながら呑んだわけですね。呑んだ背景は何かといえば、大きな中国の戦略的な判断があったのです。…復交三原則は掲げているけれども、中国国内で説明がつく限りにおいては、目をつぶろうという意味は最初からあったのです。だからこそ、国交正常化ができたのです。」

## ○(台湾条項—共同声明第三項—)

「日本側の第一案が「十分理解し、尊重する」という案(橋本案)だったのです。…だけど、これでまとまるという自信は…ありませんでした。だから、…第二次案なしに北京へ行くのは、非常にリスクがあると思ったわけです。…「ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」という案は私が考えたのです。…予想したとおりに中国が、「これは駄目だ」って言ってきたわけですね。それじゃあと腹案を出したら、向こうは「それでいい」と言ったので、よかったなと思いました。…

台湾条項の意味は何かと言いますと、その前の「十分理解し、尊重する」というのは、法律的には何の意味もない文句なのです。…尊重するけれども、いざとなったらどうするかについて触れていない。台湾海峡有事の時に、安保条約との関係から米軍が行動するときに、日本はどう行動するのですか、というのが問題ですからね。…それからもう一つは、台湾が「独立したい」と言い出したときに日本はどうするかについても、「十分理解し、尊重する」では、何もコミットがないわけですね。だからこそ私は、中国は呑まないだろうと思ったわけです。…「ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」…の意味は何かというと、カイロ宣言で台湾は中華民国に返還されるべしということが書いてあって、それをポツダム宣言が引き継いだわけです。…中国…に返還されることに異議は唱えませんということを日本は約束したという意味です。だから、台湾独立を日本は支持しないし、「一つの中国、一つの台湾」も日本は支持しませんと。そういう意味での「一つの中国」というのに日本はコミットしますよ、…という…意味です。

周恩来はこれを見た途端に、今、私が言ったことを非常に正確に理解したのだと思います。…それは、日本から「一札」取ったということなのです。…日本が台湾独立を支持しないことについて一札取った…。日本は当初、帰属未定論というのをやったわけですね。ポツダム宣言で日本は台湾を放棄して、帰属が決まっていないのだから、帰属未定だと。外相会談で日本は、台湾の帰属について何も言う立場にありませんというのが「理解し、尊重する」という意味ですと説明したわけです。そしたら、中国が非常に怒ったわけですね。…そういう意味で、台湾が中国に返還されることに日本はコミットした。…

ただし、その裏で、中国側が非常に不満であったけれども理解したことは、台湾が1972年9月29日の時点で中国に返還されていないと日本は考えているということです。その点は中国から見れば、不満といえば不満であった。しかし、中国がそこをもうひと押ししようとしても、それは日本がウンと言わない。アメリカがウンと言わないわけですから。…それが私の理解なのです。…」

## ○(台湾統一)

「もう一つ問題があるのは、台湾が中国に統一されるのは平和的な手段でなければならないかということです。…中国の表向きの法律論は、台湾は中国の一部なのだから、台湾に対する武力行使は国際法上の戦争ではないというものです。…だからこそ中国は、「台湾に対する武力行使はしません」という約束を絶対にしない立場でずっときているわけですね。だけれども、国際的にそういう中国の主張が成り立つかどうか、それは多分成り立たないだろうということは、これまた中国は認識しているわけです。…しかし、「そうは言っても……」というのが中国の最後の立場でしたから、例えば台湾が「独立する」と言った場合に中国がどうするのかは分からない。分からないから、そんなことは止めてくれてアメリカは言うし、日本も言い続けなければならないということです。」

### 3. 日中交渉

\*『日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』(岩波書店)

#### ○中国「共同声明文案大綱」(←竹入メモ)

- 1 中華人民共和国と日本国との間の戦争状態はこの共同声明が公表される日に終了する。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府が提出した中日国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和国政府が、中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。
- 3 双方は、中日両国の国交の樹立が両国人民の長期にわたる願望にも合致し、世界各国人民の利益にも合致するものであると声明する。
- 4 双方は主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互惠、平和共存の五原則に基づいて、中日両国の関係を処理することに同意する。  
中日両国間の紛争は、五原則に基づき、平和的な話し合いを通じて解決し、武力や武力による威嚇に訴えない。
- 5 双方は、中日両国のどちらの側も、アジア・太平洋地域で覇権を求めず、いずれの側も、他のいかなる国、あるいは国家集団が、こうした覇権をうちたてようとすることに反対するものであると声明する。
- 6 双方は、両国の外交関係が樹立された後、平和共存の五原則に基づいて平和友好条約を締結することに同意する。
- 7 中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。
- 8 中華人民共和国政府と日本国政府は、両国間の経済と文化関係をいっそう発展させ人的往來を拡大するため、平和友好条約が締結される前に、必要と既存の取極めに基づいて通商、航海、航空、気象、郵便、漁業、科学技術などの協定をそれぞれ締結する。

#### (黙約事項)

- 1 台湾は中華人民共和国の領土であり、台湾を解放することは、中国の内政問題である。
- 2 共同声明が発表された後、日本政府は、台湾からその大使館、領事館を撤去し、また効果的な措置を講じて、蒋介石集団(台湾でもよい)の大使館、領事館を日本から撤去させる。
- 3 戦後、台湾における日本の団体と個人の投資、及び企業は、台湾が解放される際に適当な配慮が行われるものである。

#### ○日本政府提案

- 1 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間の戦争状態の終了をここに確認する。  
(対中説明)「大綱」との相違は、日中両国政府による戦争状態終了の確認という形式をとっていること及び戦争状態の終了時期が明示されていないことの2点。  
日本政府が、自らの意思に基づき締結した(日華平和)条約が無効であったとの立場をとることは…なし得るところではなく、…共同声明によって初めて戦争状態終了の合意が成立するとしか解する余地がない表現に…同意することはできない。…日中関係に対する法的認識についての双方の立場に関して決着をつけることは…可能でもないで、…戦争状態終了の時期を明示することなく、終了の事実を確認することによって、日中双方の立場の両立が図られるとの考え。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する。  
(対中説明)「大綱」第2項の前段に相当(浅井:三原則第一項)。その他の二つの問題(台湾問題と日



華平和条約問題)については、それぞれ別途に処理することとしたい。

3 (外交関係開設 大使交換)

\*「大綱」第2項後段に相当。

4 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。

日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重する。

(対中説明)台湾問題に関する部分であり、「大綱」別添の「黙約事項」1に対応。

対日平和条約によって、台湾に対するすべての権利を放棄した我が国は、台湾の現在の法的地位に関して独自の認定を下す立場にない。…同時に、カイロ、ポツダム両宣言の経緯に照らせば、台湾は、中国に返還されるべきものであるというのが日本政府の変わらざる見解。…したがって、我が国としては、将来台湾が中国の領土以外のいかなる法的地位を持つことも予想していない。

…他方我が国は、台湾に存在する国民政府と外交関係を維持している諸国の政策を否認する立場になく、また、米中間の軍事的対決は避けられなくてはならない。…以上、台湾問題はあくまでも平和裡に解決されなくてはならないというのが日本政府の基本的見解である。

「十分理解し、尊重する」との表現は、(以上の)日本側の考えを中国側の立場に対応して簡潔に表したものである。

5 (平和共存五原則の内容に基づいた関係構築。国連憲章に基づく関係運営の一環として)相互の関係において、いかなる紛争も平和的手段により解決し、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを確認する。

\*「大綱」第4項を若干敷衍。

6 (反覇権条項)

\*「大綱」第5項と同じ内容

7 (中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する。)

(対中説明)内容は「大綱」第7項と趣旨において変わりがないが、若干の表現上の修正。…第1項の戦争状態終結の問題とまったく同様に、日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。

8 (平和友好条約その他の諸取極締結交渉)

\*「大綱」の第6項と第8項をまとめたもの

## ○中国政府対案

(前文)

中日両国は海一つ隔てた隣国であり、両国間の歴史には悠久な伝統的友誼があった。両国人民は、両国間にこれまで存在していた極めて不正常的な状態を改めることを切望している。中日国交の回復は、両国の関係史上に新たな一ページを開くであろう。

(日本国政府は、過去において日本軍国主義が中国人民に戦争の被害をもたらしたことを深く反省する。同時に、中華人民共和国政府が提起した国交回復三原則を十分理解することを表明し、この立場に立って中日関係正常化の実現を図る。中国政府はこれを歓迎するものである。

中日両国の社会制度は異なっているとはいえ、平和かつ友好的に付き合うべきであり、また、付き合うことができる。中日両国の国交を新たに樹立し、善隣友好関係を発展させることは、両国人民の根本的な利益に合致するばかりでなく、アジアの緊張情勢の緩和と世界平和の擁護にも役立つものである。

両国政府は友好的な話し合いを通じて、次の合意に達した。

1 本声明が公表される日に、中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は終了する。

2 (日本国政府は、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。)

中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。

(日本国政府は、カイロ宣言に基づいて中国政府のこの立場に賛同する。)

3 (外交関係開設 大使交換)

4 中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために日本国に対し戦争賠償請求権を放棄することを宣言する。

- 5 (平和共存五原則の内容に基づいた関係構築)上記の原則に基づき、両国政府は相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力の行使あるいは武力による威嚇を行わないことに合意する。
- 6 (反覇権条項)
- 7 (平和友好条約締結に合意)
- 8 (諸取極締結)

## ○首脳会談・外相会談

### (1)第1回首脳会談(9月25日)

(大平)

「二つの問題がある。

ひとつは日華平和条約の問題。この条約は国会の議決を得て政府が批准したものであり、…そこで、日華平和条約は国交正常化の瞬間において、その任務を終了したということで、中国側のご理解を得たい。

第二点は第三国との関係である。特に日米関係は日本の存立にとり極めて重大である。また、…日本の政策によって、米国の政策に悪影響が及ぶことがないように注意しなければならないと考える。つまり、日中国交正常化を我が国としては対米関係を損ねないようにして実現したい。」

(周恩来)

「日中友好は排他的でないようにやりたい。

戦争状態終結の問題は…大平大臣の提案に、完全に同意することはできない。…二人の外相に任せ、日中双方の同意できる方式を発見したいと思う。「三原則」についても、この精神を反映させたいが、方式は二人の外相に任せたい。日中は大同を求め、小異を克服すべきであり、共通点をコミュニケにもりたいたい。日米関係には触れない。これは日本の問題である。台湾海峡の事態は変わってきているから、条約(日米安保、米華相互防衛条約)そのものの効果も変わってきている。」

### (2)第1回外相会談(9月26日午前)

○日本側説明

○姫鵬飛「両国の戦争状態の終了についての(日本側)提起の仕方は、日本側にもそれなりの問題があるろうが、中国側も人民を納得させることができないので同意できません。また、歴史の事実にも合いません。だから、双方とも頭を働かせる必要があり、このため十分話し合いたい。中国側も草案を用意しています。戦争状態の第1項は、中国側のもとの書き方にしてあります。…中国人民に、戦争がいつ終了したのかをはっきりさせなければなりません。日本側においてよく研究していただきたい。この草案は前文も入ってまとまっております。…

今話している問題の主なものは、戦争状態の問題と三原則をどう表現するかということ…です。」

### (3)第2回首脳会談(9月26日)

(周恩来)

「歴史の教訓を忘れてはならぬ。田中首相の「中国人民に迷惑をかけた」との言葉は中国人の反感を呼ぶ。…中国の「三原則」を十分理解することを基礎に、日本政府が直面する困難に配慮を加えることとしたい。

日華条約につき、…蒋介石が賠償を放棄したからもういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。…

日米安保条約についていえば、私たちが台湾を武力で解放することはないと思う。佐藤ニクソン共同声明は、…問題にするつもりはない。したがって、日米関係については、なんら問題はないと思う。…我々はアメリカをも困らせるつもりはない。…

田中・大平両首脳は「復交三原則」を十分理解すると言った。そうでなければ、国交正常化は怪しいものとなる。」

#### (4)第2回外相会談(9月26日午後)

○大平「第一点は、戦争状態の終了宣言の問題であり、二つの試案を提示する。

第一案は、「中華人民共和国政府は、中国と日本国との間の戦争状態の終了をここに宣言する」(連合国とドイツとの戦争状態終了に際して採用されたことがある)

第二案は、「日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間に、今後全面的な平和関係が存在することをここに宣言する」(いつ戦争が終了したかを明確にしないもの)。

第二の問題は台湾問題、中国側案では、第2項に唯一合法政府の問題と台湾問題とを一緒に記してあるが、これを切り離し、台湾問題を第3項として、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明した。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持する」というもの。

○姫鵬飛「三原則を前文にどう入れるかを検討中であるのか。」

○大平「目下工夫しているところである。」

○姫鵬飛「中国側草案の前文には、これまで存在していた日中間の不正常な関係を改めることを両国人民が切望している旨の、両国人民の共通の気持ちを記したが、これは必要だと考える。次に中国側草案は、日中の過去の歴史に触れるとともに、「三原則」について記している。日本側としても、すでにこれを十分理解できるとの態度を表明しているのだから、特に問題はないのではないかと。中国側草案の本文には二原則しか記述されておらず、第三原則すなわち「日台条約」に触れていないのは、前文において、日本側が三原則全体に理解を示す旨記述するからである。個別に記す(日本側)形式を採用し、かつ、「日台条約」に言及しないというわけにはいかない。なお、以上の中国側前文案は、古井先生との話し合いの結果に基づいて起草されたもの(→4.)である。

本文第1項の戦争状態の終了については、日本側の提示された案に基づいて再検討してみる。ただ、「本声明が公表される日に」戦争状態が終了する旨の、時期の問題は重要である(姫鵬飛はくり返しこの点を強調)。つまり、この時から、本文の戦争状態以外の他の部分についても効力が発生することとなる。

第2項については、どうして、中国側案のカイロ宣言ではなく、ポツダム宣言の立場を堅持するとしたのか。」

○大平「日本が受諾したのはポツダム宣言だからである。」

#### (5)第3回首脳会談(9月27日)

(田中)

「尖閣問題についてどう思うか？」

(周恩来)

「尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油がでるから、これが問題になった。石油がでなければ、台湾も米国も問題にしない。」

#### (6)第3回外相会談(9月27日夜)

○姫鵬飛「本日午後の事務レベルの話し合いにより、次の諸問題が問題として残った。

第一番目の問題は、日本側提出の前文で延べられている日本側が与えた戦争損害に対する日本側の反省表明の問題である。

次は「復交三原則」についての問題である。

第三番目の問題は、本文での戦争状態終結に関する問題である。

次は戦争賠償についての表現の問題である。

戦争により中国に与えた損害に対する日本側の態度表明の問題の日本側案文前文二段落目において、「日本側は過去戦争によってもたらされた苦しみと損害に対し深く反省の意を表す」とされている。「苦しみ」という表現を除去し、「日本側は、過去戦争によってもたらされた重大な損害に対して深く反省する」との表現をとることを提案する。

「復交三原則」問題については、「日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交

三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する」という表現に修正してはどうか。…右は日本側の案文に沿って作成したものである。

戦争状態終結の問題については、周恩来総理とも長い時間をかけてあれこれ考えたが、…共同声明の前文に「戦争状態終結」の字句を入れる、すなわち、前文の第一段…は「両国人民はこれまで存在した不自然な状態、……戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現は中日両国関係史上に新たな一頁を開くであろう」という表現に修正される。(この方法を採用することにより、戦争状態の終結は時間上の制限を受けなくなり、中日双方ともその問題についてそれぞれ異なった解釈を行いうる余地を生ずることとなる。)

- 大平「(それは)本文第1項を引き出すためのものか。」
- 姫鵬飛「前文において、名詞形により、「戦争状態の終結は……」と入れ、本文第1項において、「本声明が公表される日に、中国と日本との間の極めて不正常的な状態は終了する」との字句を入れることにより、戦争終結の時期について、中日双方がそれぞれ異なった解釈を行いうる余地が生じる。また極めて不正常的な状態が終結したということは、終結に伴い日中両国間の国交正常化が始まったことを意味する。
- 大平「(大平・姫鵬飛間で「極めて不正常的な状態」の「極めて」をめぐってやりとりをしたあと)日本語の語感では「今後ともなにかの不正常的な状態が残る」という意味になる。したがって、「極めて」という字句を「これまでの」「一切の」「全ての」といった表現に改めてはどうか。」
- 姫鵬飛「今少し考慮・検討することとしたい。  
賠償請求の問題について中国側で検討した表現方法は、…「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、日本国に対し、戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」。
- 大平「同意できる。…  
(最後まで残った)未解決の問題について、…戦争責任に対する日本側の態度表明及び復交三原則の問題であるが、中国側案…「日本側は過去において、日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省」する。また日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する。」…に見られる「責任」という言葉について伺いたい。この「責任」という言葉には具体的な、あるなんらかの特別な意味が含まれているのではなく、単に、損害を与えたという事実に伴う責任を十分に反省しているという意味に理解してよいのか。つまり、文字通り損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差し支えないか。」
- 姫鵬飛「そのとおりである。」
- 大平「その部分を「重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、反省する」という表現に変えてはどうか。  
また復交三原則に関する部分の表現で、中国側の案では、「日本側は、日本国政府が中華人民共和国政府の提起した……」とされているが、「日本国政府が」という字句を削除した方がすっきりする。」
- 姫鵬飛「復交三原則の部分については、日本側が問題としているのは、その重複の部分だけであり、…全体の内容については同意するのか。」
- 大平「内容については同意する。したがって修正箇所としては、「痛感する」という言葉を入れ、復交三原則の部分では、「日本国政府が」という言葉を削除する。この二カ所となる。この二カ所を修正すれば、…中国側の案に同意できる。」
- 姫鵬飛「では同部分について、「日本側は、……を計るという見解を再確認する」という表現に修正することとする。」
- 大平「戦争終結状態の問題…の部分について…「戦争状態の終結、日中国交正常化という両国人民の願望の実現は両国関係史上に新たな一頁を開くこととなる」という表現を採用することとしたい。…  
本文第1項…中国側の案による「極めて不正常的な状態」…の「極めて」…を「これまでの」という言葉に置き換えてはどうか。」
- 姫鵬飛「同意する。」

#### (7)第4回首脳会談(9月28日)

(田中)

「台湾は日中国交正常化後は戦争状態に戻ると言っているから、日本の総理としては困っている。」

(周恩来)

「今回の共同声明につき、中国側で、「戦争状態」の問題につき、表現を考えたのは、その点に配慮したからである。」

#### 4. 古井喜美が日中国交正常化に果たした役割—公的記録から抹殺された事実関係—

\* 鹿雪瑩「古井喜美と日中国交正常化」(京都大学学術情報リポジトリ)、呉学文「民間外交と政府交渉をつなぐレール」

○先見の明: ヴェトナム戦争の收拾は米中が接近して初めて可能になるとし、米中和解が成立すれば否が応でも日本の政治路線は変わり、日本政治に大きな変動が起こると断言、この変化に対応して日本人は自らの進むべき道を見いださなければならないと主張(1970年)

#### ○日中橋渡し

\* 中国卓球代表団訪日(「ピンポン外交」)の際、王晓雲(副団長、人民対外友協常任理事)と大平正芳の会談を斡旋(1971年4月)。この席上で大平は、「中国を唯一の正統政府と認め、台湾問題を処理して国交回復に全力を挙げる」という政治信念を披瀝。

\* 王晓雲と竹入義勝(公明党委員長)との会見も斡旋(同)。その結果、公明党代表団の初の訪中が実現(→「日中復交・正常化5原則」という公明党の主張を盛り込んだ共同声明)。古井は、70年段階で公明党の訪中希望を伝えたが、同党の台湾問題の態度が曖昧だと難色を示され、この点を同党に伝えた経緯もある。

#### ○「日中復交」に向けた精力的な動き

\* 1972年4月21日、田中、大平と秘密会談

\* 1972年5月18日、周恩来の招きで単身訪中。中国側が国交正常化に積極的、意欲的で、事を急いでいるとの感触を得るとともに、復交三原則など原則は曲げないが、「適用の上で幅を持たせる用意がある」ことをつかむ。古井は周恩来に対して、田中・大平政権ができること、政権を信じて間違いないことを保証。

\* 田中内閣成立に当たっては、日中国交正常化はやるという「第一声」は打ち出すべきと大平外相に進言→7月7日の初閣議のあと、田中首相は国交正常化を急ぐという談話発表。

\*\*この積極発言に言及しない新華社原稿に、周恩来は「編集は情勢にまったくついて行っていない」と批判、野党の(積極的)反応も加えるべしとも指示。

\*\*7月9日、周恩来は田中内閣成立と国交正常化を目指す政策に対する歓迎を表明。

\* 再度の訪中を逡巡した竹入に強く勧奨。「出発前に竹入は古井と何回か合い、北京滞在中も何回か古井に国際電話を入れて進行状況を連絡し、古井がこれを大平に伝えた。」

\* 「竹入メモ」に示された中国側原案における外務省がのめない点への対応(「戦争状態の終結」については中国側の一方的宣言を認めことで妥協を図る、復交三原則に関する扱い方—第一原則は承認、第二原則は「理解し、尊重」、第三原則は共同声明発表時に独自の立場・政策を表明—、「賠償請求権」の「権」を削る)についての中国側との調整のため、8月30日に根回し訪中し、廖承志に日本政府草案の要点を口頭で説明。共同声明前文に関して、「①日本は過去の戦争に対して深く遺憾の意を表明、②日中は一衣帯水の関係にあり、国交正常化はアジア及び世界の平和に役立つ、③両国は政治経済体制が違っても、互いに尊重し合って友好関係を維持する、との諸点を表明する」。台湾との断交については、共同声明には盛り込まないが、外務大臣の談話・声明の形で、共同声明調印直後に発表、と説明。

9月12日、周恩来は歓迎宴を設けて古井の役割を評価。その後、日本側素案に対する中国側立場を説明(①国交正常化は排他的でないことを明確にする、②戦争状態の終結についての内容は中国側の考えと合わない点がある、③復交三原則について日本側の総括的態度表明が望ましい、

④日華平和条約廃棄問題について、日本政府が一方的措置を取る考え方には同意できるが、いつ、どこでの表明を考えているか。9月19日深夜、周恩来が古井と会談して中国側方針を詳しく説明。古井は大平宛に経緯を詳しく述べた手紙を書き、20日に帰国する橋本課長に託す。

### ○最後は邪魔者扱いされた古井

- \* 大平外相伝言(小坂訪中団に同行した橋本課長から):古井が北京にいることは自民党内に刺激を与えるので、小坂訪中団と一緒に帰国してほしい。
- \* 9月22日暗号電報(外務省→日本覚書貿易事務所):「田中首相一行の北京滞在中、古井・は別行動を取ってほしい。これは党内への配慮に基づくものである。」
- \* (古井)「党内の焼き餅と外務官僚のメンツ意識から私を排除したい空気が強く、田中・大平両氏も、もうこの上用はないと思っている様子に響いてきた」→9月24日に帰国(全日空特別機)

## 5. 日中交渉における主要問題に関するやりとりと結果

### ○戦争状態終結

#### <交渉経緯>

- \* 中国原案:「1 戦争状態は、共同声明が公表される日に終了」
- \* 日本提案:「1 戦争状態の終了をここに確認」(理由)日華平和条約無効が前提の中国原案には不同意。戦争状態終了時期不明示にする。
- \* 中国対案(姫鵬飛説明)日本側提起の仕方では人民を納得させることができないので不同意。双方とも頭を働かせる必要があり、このため十分話し合いたい。前文には、これまで存在していた日中間の不正常な関係を改めることを両国人民が切望している旨の、両国人民の共通の気持ちを記したが、これは必要。日中の過去の歴史に触れるとともに、「三原則」について記している。中国側草案の本文には、二原則しか記述されておらず、第三原則すなわち「日台条約」に触れていないのは、前文において、日本側が三原則全体に理解を示す旨記述するから。個別に記す(日本側)形式を採用し、かつ、「日台条約」に言及しないというわけにはいかない。

#### \*\*前文

「両国人民は両国間にこれまで存在していた極めて不正常な状態を改めることを切望。日本政府は日本軍国主義が中国人民に戦争の被害をもたらしたことを深く反省。同時に、中国政府が提起した国交回復三原則を十分理解することを表明し、この立場に立って中日関係正常化の実現を図る。中国政府はこれを歓迎」

#### \*\*本文

「1 本声明が公表される日に、戦争状態は終了」

#### \* 日本対案

- \*\*「(前文)日本側は過去戦争によってもたらされた苦しみと損害に対し深く反省の意を表する」
- \*\*「1 中国政府は、戦争状態の終了をここに宣言」

#### \* 中国再提案(姫鵬飛説明)

- \*\*「苦しみ」という表現を除去し、・「日本側は、過去戦争によってもたらされた重大な損害に対して深く反省する」との表現をとることを提案
- \*\*共同声明の前文に「戦争状態終結」の字句を入れる、すなわち、前文の第一段…は「両国人民はこれまで存在した不自然な状態、……戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現は中日両国関係史上に新たな一頁を開くであろう」という表現に修正。本文第1項に「本声明が公表される日に、中国と日本との間の極めて不正常な状態は終了する」との字句を入れることにより、戦争終結の時期について、中日双方がそれぞれ異なった解釈を行いうる余地が生じる。

#### \* (姫鵬飛説明・再提案部分に対する大平と姫鵬飛のやりとり)

- \*\* (大平)中国案の「日本側は日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省」における「責任」という言葉には具体的な、あるなんらかの特別な意味が含まれているのでは

なく、単に、損害を与えたという事実に伴う責任を十分に反省しているという意味に理解してよいのか。つまり、文字通り損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差し支えないか。」

\*\* (姫鵬飛) 「そのとおり」

\*\* (大平) 「その部分を『重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、反省する』という表現に変えてはどうか。」 (姫鵬飛同意)

\*\* (大平) 「戦争終結状態の問題…の部分について…『戦争状態の終結、日中国交正常化という両国人民の願望の実現は両国関係史上に新たな一頁を開くこととなろう』という表現を採ることとした。…本文第 1 項…中国側の案による『極めて不正常的状態』の『極めて』…を『これまでの』という言葉に置き換えてはどうか。」 (姫鵬飛同意)

#### <交渉結果>

\* 最終文書

(前文)

「日中両国は、一衣帯水の間に隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常的状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。」

(本文)

「1 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的状態は、この共同声明が発出される日に終了する。」

#### <確認事項>

\* 日中戦争終結: 創設的終結か確認的終結かはそれぞれの解釈に委ねる。

\* 侵略戦争に対する日本の「反省」: 竹内好の本質的指摘

### ○「復交三原則」関連

#### <交渉経緯>

\* 中国原案

\*\* 「2 日本政府は中日国交回復の三原則を十分に理解し、中国政府が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認」

\*\* 「(黙約事項 1) 台湾は中国の領土であり、台湾解放は中国の内政問題」

\* 日本提案

\*\* 「2 日本政府は中国政府を中国の唯一の合法政府として承認」 (第二、第三原則は別途処理)

\*\* 「4 中国政府は、台湾が中国の領土の不可分の一部であることを再確認。日本政府は…中国政府の立場を十分理解し、尊重」

\* 中国対案

「2 日本政府は中国政府が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認。

中国政府は台湾が中国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明。(日本政府はカイロ宣言に基づいて中国政府のこの立場に賛同)」

\* 日本対案 (大平説明) 中国案では唯一合法政府の問題と台湾問題とを一緒に記すが、切り離して台湾問題を第 3 項にする。

「3 中国政府は台湾が中国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明。日本政府は中国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持」

#### <交渉結果>

\* 最終文書

「1 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的状態は、この共同声明が発出される日に

終了する。」

「2 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」

#### <確認事項>

\* 第一原則(唯一合法政府):日本の完全承認

\* 第二原則(台湾の領土的帰属)

\*\*「ポツダム宣言第8項」

\*\*現在の帰属先

\* 第三原則(日華平和条約):前文「日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って」

### ○紛争解決

#### <交渉経緯>

\* 中国原案:「4 紛争は、平和的な話し合いを通じて解決し、武力や武力による威嚇に訴えない」

\* 日本提案:「5 いかなる紛争も平和的手段により解決し、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを確認」

\* 中国対案:「5 すべての紛争を平和的手段により解決し、武力の行使あるいは武力による威嚇を行わないことに合意」

#### <最終文書>

「6(後段) 両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」

#### <確認事項>

\* 「日中間の紛争は平和的手段で解決」は一貫した合意事項

\* 菅政権の日中共同声明(第3項及び第6項後段)無視の異様性

### ○戦争賠償

#### <交渉経緯>

\* 中国原案:「7 中日両国人民の友誼のため、中国政府は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄」

\* 日本提案:「(7 中国政府は、日中両国国民の友好のため、日本に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言)」(理由)日華平和条約無効が前提の中国原案(「請求権」の文言)には不同意。

\* 中国対案:「4 中国政府は中日両国人民の友好のために日本国に対し戦争賠償の請求を放棄することを宣言」

#### <最終文書>

「5 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」

## 6 基本的考察点

### ○中国側

#### <提起される問題点>

\* 対米認識が甘すぎた?:周恩来「台湾海峡の事態は変わってきているから、条約(日米安保、米華相互防衛条約)そのものの効果も変わってきている」

\* 対日認識が甘すぎた?:周恩来「日中国交回復ができれば、中国への安保の効力はなくなる(「中国に関する部分は効力を失ってしまう」とも表現)」

\* 日本側に手の内を読まれた?:栗山尚一「中国は相当フレキシブルに三原則を扱ってでも、日本と国交正常化をすることが大きな意味での中国にとっての戦略的利益だと考えていた」「呑んだ背景は何かといえば、大きな中国の戦略的な判断があったのです。…復交三原則は掲げているけれども、



中国国内で説明がつく限りにおいては、目をつぶろうという意思は最初からあったのです。だからこそ、国交正常化ができたのです。」

#### <私の理解>

- \* 中国的認識: 史的唯物論(「主要矛盾と副次矛盾」+「歴史的視野」)
- \* アメリカ対外政策: パワー・ポリティクス(アメリカ的天動説+国際法軽視)

#### ○日本側

- \* 執拗低音の働き: 侵略戦争に対する「反省」の意味・重みに関する日中の理解・認識の懸隔原因
  - \*\* 歴史意識: 「反省」(その場限りで終わりの「今がすべて」。→「歴史を以て鑑となす」(中国)的理解は元々ない。)
  - \*\* 倫理意識: 「加害」(主観的動機だけが「価値の源」。→侵略戦争という「悪」(普遍的価値基準)を受け止める主体的素地がない。)
  - \*\* 政治意識: 「約束」(「お上」をおもんばかるだけの「無責任(自己責任の欠落)」。→対等者間の合意・約束の重みという意識が育たない。)
- \* 日中共同声明
  - \*\* 侵略戦争: 栗山「橋本課長は…歴史認識について国内でいろいろ意見がある…ことを前提にして、田中総理が日本の総理としてあの場でどこまで言えるか…考えざるをえなかった。…条約局として前文を見て非常に苦労したのは、戦争状態の終結と日華平和条約との関係」
  - \*\* サンフランシスコ体制(戦後レジーム): 栗山「サンフランシスコ体制から日本が離脱しなければならぬという形での日中国交正常化というのにはあり得ない」←「橋本課長が台湾条項、安保に関連する問題については全部条約局…の判断に従うと言ってくれた」
  - \*\* 台湾条項: 栗山「安保体制に手を触れる、具体的には、「極東」の範囲から台湾を除外する形での日中正常化はあり得なかった」